

社会福祉法人 よつばゆりかご会

よつばあたご苑デイサービスセンター

重要事項説明書

<令和6年12月1日 現在>

1. よつばあたご苑デイサービスセンターの相談窓口
電話 048-424-8394 (午前8時15分～午後5時15分まで)
担当 管理者： 平沼 由美子
*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. よつばあたご苑デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

種類：指定地域密着型通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

事業所番号：1195100175

名称：よつばあたご苑デイサービスセンター

所在地：埼玉県新座市あたご3丁目4-6

利用定員：10名

サービス提供対象地域：新座市

(2) 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計
管理者	1名	—	1名
生活相談員	—	—	—
機能訓練指導員	—	—	—
介護職員	1名	3名	4名以上

(3) 設備の概要

食堂兼機能訓練室 1室 46.85㎡

相談室 1室

静養室 1室1床

浴室 個浴2槽

送迎車 3台

(4) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時15分
休業日	土・日及び12月29日～1月3日

※変更がある場合は書面にてご相談いたします。

3. サービス内容

- ①送迎・・・送迎を必要とされるご利用者様に対して、送迎サービスを提供します。
- ②入浴・・・ご家庭において入浴することが困難なご利用者様に対して、必要な入浴サービスを提供します。衣類着脱介助、身体の清拭、足浴、整髪、洗身、その他の入浴の介助。
- ③機能訓練・・・体力や運動機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。
- ④生活相談・・・ご利用者様とご家族様の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ⑤食事等・・・食事の提供、及び介助が必要な利用者に対して介助を行います。
- ⑥健康状態の確認・・・体温、血圧、脈拍等の継続的な測定を行います。
- ⑦レクリエーション、製作活動、行事的活動等、アクティビティサービスを提供します

4. 料金

(1) 利用料金

<地域密着型通所介護>

サービス提供時間：7時間以上8時間未満 地域単価：5級地 10,450円

	1日あたりの単位	介護保険適用時 自己負担額 (1割)	介護保険適用時 自己負担額 (2割)	介護保険適用時 自己負担額 (3割)
要介護1	753単位	787円	1574円	2361円
要介護2	890単位	930円	1860円	2790円
要介護3	1032単位	1079円	2157円	3236円
要介護4	1172単位	1225円	2450円	3675円
要介護5	1312単位	1371円	2742円	4113円

※入浴介助加算(I) 40単位

※介護職員処遇改善加算(I) 算定した単位数の92/1000に相当する単位数が加算されます。

※サービス提供体制強化加算(II) 18単位/回

※利用者(自己)負担額は、負担割合証記載の割合となります。

必要に応じて、加算を請求する場合は別途書面にて説明を行い、同意をいただきます。

※送迎減算 片道47単位 送迎車を利用しなかった場合(ご家族送迎等)

<介護予防・日常生活支援総合支援総合事業第1号通所事業> (介護予防・通所介護相当サービス)

	1月あたりの単位	介護保険適用時 自己負担額 (1割)	介護保険適用時 自己負担額 (2割)	介護保険適用時 自己負担額 (3割)
要支援1 事業対象者	1798単位	1879円	3758円	5637円
要支援2 事業対象者	1811単位	1893円	3785円	5678円
要支援2 ※	3621単位	3784円	7568円	11352円

※週1回程度を超える利用が必要

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)算定した単位数の92/1000に相当する単位数が加算されます。

※サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1:1月あたり 72単位
 要支援2:1月あたり(週1回利用) 72単位
 1月あたり(週2回利用) 144単位

※利用者(自己)負担額は、負担割合証記載の割合となります。

必要に応じて、加算を請求する場合は別途書面にて説明を行い、同意をいただきます。

<食事代>

昼食代、おやつ代、飲み物代含 ¥650(1日あたり)

<キャンセル料>

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ・ご利用日の前営業日午後5時までに、ご連絡いただいた場合・・・無料
- ・それ以降・・・食事代実費分650円

※利用日前日が休みの場合は、その前日までにご連絡ください。

<その他>

- ・レクリエーションなどで材料費等がかかる場合や施設備品の排泄用品の使用の際は、実費をいただきます。その際は、ご本人様及びご家族様に確認いたします。

※食事代など、料金を変更する場合は書面にて説明し同意をいただきます。

(2) 支払い方法

原則として、毎月20日ごろに前月分のご請求をいたします。お支払いは月末に口座引き落としとなります。

※引き落とし口座の開設までは、現金支払いか指定口座へのご入金をお願いいたします。

5. サービス利用方法

(1) サービスの開始

※居宅サービス計画、又は介護予防サービス・支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

当事業所の職員がご自宅にお伺いし、状況調査を行います。契約書、重要事項内容の説明をさせていただき、同意の上契約となり、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。ただし、病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は1週間以内の通知でも契約を解約することができます。

また、次の事由に該当した場合は、文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。

- ・当事業所が正当なサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合
- ・ご利用者様、ご家族様に対して社会通念を逸脱する行為があった場合
- ・事業所を閉鎖した場合
- ・介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただくことがあります。

その場合は、終了1ヶ月前に文書にて通知いたします。

また、次の場合は通知をすることで直ちに契約を解約することができます。尚、この場合は原則として事前に担当介護支援専門員に連絡いたします。

- ・サービス利用料金のお支払いが3ヶ月以上遅延し、料金のお支払いを勧告したにもかかわらず5日以内にお支払いがない場合
- ・ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者様の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・ご利用者様またはそのご家族様が、事業所やサービス従事者または他のご利用者様に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ・ご利用者様が新座市以外に転居された場合

6. 当事業所が提供するサービスの特徴

(1) 運営方針

事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとします。

指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業は、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、新座市役所、居宅介護支援事業者、高齢者相談センター（地域包括支援センター）及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) 提供するサービス

通所介護計画に沿って、送迎、入浴、その他必要な介護を行います。具体的な内容はお配りする予定表をご覧ください。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅支援事業所等に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	氏名	
	住所	〒 -
	電話番号	
	続柄	
主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	住所	〒 -
	電話番号	

8. 非常災害対策

当事業所は、消防計画を立て非常災害に備えるため定期的に避難訓練を行います。

防災時の対応・・・非常災害対策計画に沿った非常誘導を行います。

防災設備・・・火災受信機・火災通知装置・非常用放送設備・消火器

防災訓練・・・年2回の訓練を実施

9. 事故発生時の対応について

ご利用者様に対する介護の提供により事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族様及び下記の市区町村、ご利用者様に関わる居宅介護支援事業所等に連絡を入れるとともに、必要な処置を講じます。

また、ご利用者様に対する介護の提供により損害が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。尚、損害賠償は、サービス提供における事業所側の過失を原因として事故が発生した場合に実施するものです。

10. 虐待の防止について

ご利用者様の人権擁護・虐待防止等の為に、苦情解決体制の整備、従業者に対する人権擁護・虐待防止啓発のための研修の実施、従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整え、従業者がご利用者様の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。サービス提供中に虐待と思われるものを受けたご利用者様を発見した場合は速やかに市町村等に通報を行います。虐待防止に関する責任者の設置を行います。

11. 衛生管理等

ご利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を行います。

12. サービス内容に関する相談・苦情

①事業所ご利用者様相談・苦情担当

管理者：平沼 由美子

電話番号：048-424-8394

受付時間：8時15分～17時15分 月～金

(土・日及び12月29日～1月3日を除く)

②事業所以外に、下記の相談・苦情窓口でも受付しています。

市区町村担当窓口 新座市役所 介護保険課 電話番号：048-424-5361

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係

電話番号：048-824-2568

(受付時間：午前8時30分～12時、13時～17時 土・日・祝日を除く)

13. 法人（事業者）の概要

法人名：社会福祉法人 よつばゆりかご会

法人所在地：埼玉県朝霞市西弁財1-1-2

電話番号：048-466-1205

代表者名：理事長 大谷 由香